資料1－1

山形県における鳥獣被害防止・軽減のための施策体系図

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法：環境省所管）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法：農林水産省所管）

県みどり自然課、各総合支庁環境課所管

第12次鳥獣保護管理事業計画（12次計画：H29～R3年度）

本県における鳥獣保護管理事業の実施に関する基本計画

（R2.3.19に一部変更し、一部鳥獣の有害捕獲許可期間を１年又は６カ月に延長）

第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

サル	クマ	イノシシ	シカ
ニホンザル管理計画 H29～R3年度	ツキノワグマ管理計画 H29～R3年度	イノシシ管理計画 R3～R7年度	ニホンジカ管理計画 R2～R6年度
単年度計画 R2以降は第12次計画に基づく市町村ニホンザル有害捕獲実施計画策定により、有害捕獲1年可（未策定市町村は30日） 市町村策定	単年度計画 管理計画に基づく捕獲数水準の設定 県策定	単年度計画 指定管理鳥獣捕獲等実施計画 県策定	単年度計画 捕獲状況により指定管理鳥獣捕獲等実施計画策定検討 県策定
市町村による有害捕獲実施	市町村による春季捕獲、夏季の有害捕獲実施	県による個体数調整捕獲実施	県による試行的個体数調整捕獲実施
		市町村による有害捕獲実施※R2以降は第12次計画に基づき、有害捕獲1年可	市町村による有害捕獲実施※R2以降は第12次計画に基づき、有害捕獲1年可
サルは非狩猟鳥獣	クマ狩猟期間 11/15～2/15	イノシシ狩猟期間 11/15～3/31	シカ狩猟期間 11/15～3/31

整合性の確保

県みどり自然課、各総合支庁農業振興課所管

単年度計画

市町村鳥獣被害防止計画

市町村策定

○鳥獣被害防止総合対策交付金（農水水産省）

個体数調整など

電気柵等の設置、有害捕獲など

適正な生息数管理、人身被害等の防止

農作物、森林被害の防止、軽減